

頭又ハ傳言ニ依リ休業豫定日數及其ノ事由ヲ届出ヅベシ

第十七條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲早退セムトスルモノハ係員ノ許可ヲ得出門許可證ヲ受ケ門衛ニ示シ退場スベシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ入場ヲ許サズ

一、酒氣ヲ帶ブルモノ

二、酒類、火器、兇器其ノ他工場内ニ携帯スベカラザルモノヲ携帯スルモノ

第十九條 食事ハ所定ノ休憩時間中指定ノ場所ニ於テナスベシ

第二十條 外來者トノ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ 但シ已ムヲ得ザル場合ニ

於テハ係員ノ許可ヲ受クベシ

第五章 賃 金

第二十一條 賃金ハ職工ノ就業ニ對シ通貨ヲ以テ支拂ヲナス

第二十二條 賃金ハ休業日ニハ之ヲ支給セズ

第二十三條 賃金ハ日給及出來高給ノ二種トス

第二十四條 日給ハ定時間ヲ以テ壹日トシ職工ノ技能ヲ參酌シテ之ヲ決定ス

出來高給ハ別表ニ依リ支給ス 但シ賃金ハ狀況ニ依リ變更ス

第二十五條 工場ノ都合ニ依リ日給者ヲシテ出來高給ノ作業ニ從事セシムルコトアルベシ

此ノ場合ニ於テハ前條第二項ヲ適用ス

第二十六條 荷造工ノ如キ出來高ヲ專業トスルモノニシテ工場ノ都合ニ依リ他ノ業務ニ從事セシムルコトアリ此ノ場合ニ於テハ既定ノ日給ヲ支給ス

第二十七條 臨時呼出就業セシメタルトキハ時間割給料ノ貳割ヲ加給ス早出又ハ殘業等ノ

定時間以外ノ就業ニ對シテハ壹時間ヲ超エルトキハ其ノ超過時間ニ對シ時間割給料ノ

貳割ヲ加給ス

但シ天災、事變、水火災ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 豫告シ得ザル事情ニ依リ臨時ニ休業シタルトキハ日給ノ五割ヲ支給ス一日ニ

滿タザル休業ニアリテハ休業セシ時間ニ對シ五割トス

機械ノ破損若ハ天災事變又ハ水火災等ノ場合ニハ支給セズ

第二十九條 遅刻、早退又ハ中途外出ヲ爲シタルトキハ左ノ標準ニ依リ賃金ヲ支給ス

一、業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ引續キ業務ニ堪ヘザルト認メタルモノ

イ、日給者ハ賃金全額

ロ、出來高給ノ者ハ出來高ニ依リ計算シタル金額 但シ其ノ金額既定ノ日給額ニ